

秋田県仙北郡太田町に発生した、

「はたはた」いずしに因る、ボツリヌス

食中毒について。（経過報告）

秋田県衛生科学研究所

小 林 運 蔵 金 鉄三郎

A 食中毒発生の概要

- | | | |
|----------------|------------------------------------|---|
| 1 発生年月日 | 昭和46年1月24日 | 度加熱し a を除く 3 人が食べた。a は24日20時頃 |
| 2 発生場所 | 秋田県仙北郡太田町駒場字寺田66 | から（潜伏時間32hr）腹痛嘔吐に始まり翌25日朝 |
| 3 摂食者及び
患者数 | 摂食者 4 名、患者 3 名、
（発病率75%）、死亡 0 名 | は視力鈍り全身倦怠、眩暈、嚥下困難、歩行困難
となり入院した。 |
| 4 原因食品 | はたはたいずし | b は25日朝から（潜伏時間22hr）腹痛嘔吐に始 |
| 5 病原菌 | E 型ボツリヌス菌 | まり視力障害、複視、呼吸困難（特に吸気）全身
倦怠、眩暈、両手足不自由、26日朝意識不明とな |

B 食中毒発生の探知

昭和46年1月26日午前10時30分、大曲市通町仙北総合組合病院より「ボツリヌス菌による食中毒らしい患者が発生した」旨、秋田県大曲保健所に電話連絡があり、直ちに係員が現地に急行して調査の結果、原因食品並びに患者の発病状況などからボツリヌス菌による食中毒と推定された。

c は26日午後4時頃から（潜伏時間52hr）不快感あり嘔吐2回程あったが、ボツリヌス中毒の特異症状はなかったが、老令のため入院したものであるが、その2～3日後軽い嚥下障害等あるも軽症であった。

d はつまみ程度の少量を食べたが特別な症状が起らなかった。（表1参照）

C 患者の状況

発病者は調査時症状が意識正常でなく、詳細な調査はできなかったが、医師から聴取した諸症状は次のとおりであった。

患者3名に共通症状として眩暈、口渇、嚥下困難、言語障害、視力障害、眼症状（瞳孔散大）、呼吸困難等が認められ発熱、下痢はともなわなかった。その後患者の恢復を待ち事情聴取したが、それによると患者 a は1月23日昼、すしの漬桶に残っておったはたはたいずし約 500 g の全量を鍋にとり、味付けのため水としょう油を少量加えて煮た（若干加熱の程度）。a はその少量を食べ、残りは翌日昼食時まで保存した。24日昼食時に再

表1 摂食者、摂食時間、発病時間

患者記号	年齢	性別	摂食日時	発病日時	潜伏時間
患者 a	55	♀	1/23. 12. 00	1/24. 20. 00	32h
" b	59	♂	1/24. 12. 00	1/25. 10. 00	22h
" c	75	♀	1/24. 12. 00	1/26. 16. 00	52h
摂食者 d	33	♀	1/24. 12. 00		

発病率75% 潜伏時間最短22時間 最長52時間 (平均35時間)

D 原因食品及び汚染経路の追及

事件発生前の摂食状況を調査するに、患者の共通食品摂食状況は表2のとおりである。

表2 食品別摂食状況

摂食者及び 非摂食者	23日昼食	24日昼食				24日夕食				発病者	潜伏時間
	はい た ず は た し	い ず し	漬 物	み そ 汁 (白菜)	ご は ん	鶏 肉 煮 込 物	漬 物	み そ 汁 (白菜)	ご は ん		
患者 a	◎	×	○	○	○	○	○	○	○	○	32h
" b	×	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	22h
" c	×	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	52h
摂食者 d	×	◎	○	○	○	○	○	○	○	×	/
非摂食者 e	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	/
" f	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	/
" g	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	/

◎原因食品として疑われるもの

E 細菌学的検索

1 検査材料

中毒発生前の摂食状況調査から我々は、いずしを第1の原因食品と推定して検査に重点をおき、次に鶏肉の煮込みを疑ったが食べ残りがなかったため、

一緒に煮た塩蔵の茸（なめこ、むきだけ、さわぼたし）を検体とした。又患者からの検体として、嘔吐物は廃棄され検査できなかったが、血液、糞便について毒素ならび細菌の検索を行った。（検査

表3 ポツリヌス毒素及び細菌検査

検査目的 検体名		ポ ツ リ ヌ ス E 型		
		毒 素 (M. Cフィルター濾液)	肝 々 培 養 液	
			毒 素	細 菌
食 品	はたはたいずし	(-) 1 月 28 日	(+) 1 月 / 31 日	(+) 2 月 / 17 日
	塩 漬 茸	(-)	(-)	(-)
血 液	患 者 a	(-)	(-)	(-)
	〃 b	(-)	(-)	(-)
	〃 c	(-)	(-)	(-)
糞 便	患 者 a	(+) 1 月 / 28 日	(+) 1 月 / 31 日	(+) 2 月 / 17
	〃 b	(+) 1 月 / 29 日	(+) 2 月 / 1 日	(+) 2 月 / 20 日
	〃 c	(-)	(-)	(-)

結果表3に示す。

F む す び

本県におけるポツリヌス中毒は、仙北郡南外村でおきた(1961)、県内で第13発生例目の事件以来10年ぶり、第14例目にあたる。発病患者の症状は患者cを除く他の2名は定型的ポツリヌス症状で、しかも推定原因食品が「はたはた」のいずしにあったので、E型ポツリヌス中毒の疑いが推定されたのでポツリヌス検索に重点をおいた。一方早期に治療用血清(抗毒素血清)の緊急な手配により、岩手県北上保健所、千葉血清などからの送付があり1人の死亡者が出ず不幸中の幸であった。

毒素並び菌の検索にあたっては、最も有力な検体となるべきいずしが残り少く、且つしょう油による味付調理に2度も加熱が繰り返えされたもので、生のいずしでなかったためにポツリヌス菌の検索には極めて困難であった。

又、患者糞便からの検索もポツリヌス菌以外の

嫌気性菌の発育が旺盛で容易に純粋培養ができず菌決定までかなり日時を要した。

原因食品の汚染経路については、はたはたの購入が行商からのもので何処で漁れたものかその経路の追及ができず、又いずしの材料として使った野菜が患者の畠で栽培されたもので畠の土壤検索の必要もあったが、当時積雪多く採取困難であり後日の検索を予定している。

本稿は中毒発生の経過のみ載せたが、詳細な細菌学的検査経過については次回に報告する。